

書評

テオドル・マイヤー著 『中世史研究論集』

Th. Mayer: Mittelalterliche Studien. Gesammelte Aufsätze. 508 S., Lindau u. Konstanz 1959.

増田 四郎

本書はその副題がしめすように、ドイツ中世史学界の碩学テオドル・マイヤーの論文集であり、一九五八年、その生誕七十五周年を記念して編まれたものである。テオドル・マイヤーについては、わが国でも彼の初期の概説書『ドイツ経済史』全二巻（一九二八年刊）によって、はやくから知られているが、最近の彼は、経済史家としてよりも、むしろいわゆる「国王自由人」（Königsfreie）学説の提唱者の一人として、法制史または国制史家の側から特別の注目を浴びている。また彼は、大学を退いてからはボーデンゼー湖畔の美しい町コンスタンツに居を構え、ほとんど西ヨーロッパすべての国々から同好の中世史家をあつめて研究会をもよおし、いわゆるコンスタンツ学派の指導者として衆望を一身にあつめ、一九五四年以降、ひきつづ

き学界に新風を送ってくれる論集“Vorträge und Forschungen”の編者として活躍していることも、すでにわが国に紹介済みである（拙著『ヨーロッパの横顔』所収の「コンスタンツのつどい」参照）。

マイヤーの人格が、温厚・誠実・真摯かつ幅の広いおおかさと親しみに満ちているため、戦後、彼の主宰する研究会に出席して、ヴォランタリーにそこにあつまって来る専門史家と友情をあたためている中世史学徒は、わが国でもすでに十名近くに達しているであろう。かくいう私自身も、一九五六年にはじめてコンスタンツにマイヤーの書齋を訪ね、研究会に出席して彼の「シュワーベンの種族公国」についての熱のこもった報告をきき、身のひきしまる感激をあげたものの一人である。それゆえ本書の刊行は、私どもにとっては、単に一人の大家の論文集が出たということ以上のよるこびである。

さて本書は、長短二十二篇の専門的論文と、四〇頁余りの「一つの回顧」と題する自伝風の純学問的な回想、並びに彼の著作目録をふくみ、しかも各専門的論文の発表年代が、一九二八年のものから一九五七年のそれに及んでいるため、いまここにそれらの内容についていちいちたいた論評を加えることは到底不可能である。従つてこの短い紹介文では、マイヤーの全著作の中でこの論文集がどのような意味をもっているか、私たち自身これをどのように利用出来るか、ここから何を汲みとることが出来るのか、といったことがらを、まったく私なりに述べることをもって、書評に代えたいと思う。

しかしそれにしても、まず最初に述べて置きたいことは、マイヤーには、ごく初期の著作をのぞき、一貫した見通しをもつて書きおろされた著作というものは、前掲の『ドイツ経済史』(この書は近世編よりも中世編の方がはるかにすぐれている)以外にはなく、本来の法制史についていえば、パンフレット風のものや他の人たちの編著を別とすれば、彼自身の専門的な著作は、これまた論文集である『諸侯と国家』(一九五〇年刊)ただ一冊に過ぎないということである。こういうと、いかにも寡作な歴史家のように聞えるが、実は決してそうではない。本年満八〇歳のマイヤーは、いまなおきわめてエネルギッシュに、実証的な論文を各専門誌に発表しつづけている。そしてそのいづれをとってみても珠玉の論稿といえる。論文の総数はおそらく一〇〇篇を越えているであろう。しかもそれらは、ただに学界の中央誌に発表されるばかりでなく、きわめて特殊な地方誌や同学のフュストシュリフトなどに寄稿されたものであるから、その全篇をあつめることは、外国人である私たちには相当に困難である。そうした事情であるだけに、本書に二十二篇の論稿が収録されているということは、すでに私たちにどれだけ便利であるか測り知れないものがある。事実、私自身、本書におさめられている数篇の原本を入手するのに、ひとかたならぬ苦勞をした経験をもっている。

それはとにかく、本論文集を通読して私が特殊の興味をおぼえた問題点を述べてみると、大別してつぎの四点を指摘することができる。

すなわちその第一の点は、上オーストリアに生まれ、ウィーン大学でドプシュ教授の影響下に、まず経済史の研究から出発した著者が、どういうプロセスを経て法制史ないし国制史の専門家、いな、ドイツ流の考え方からすれば、ことばの厳格な意味での真の「歴史家」に成長していったのかという問題である。この問題は、一つにはおよそ「歴史家」として、社会経済史的な素養がいかなる重要性をもっているかということ、二つにはその社会経済史を、単なる経済史におわらしめない研究者の志向が、一体何にささえられているのかということを解く鍵であり、その転換または成長を示唆するものとして、本書にのせられている一九三三年発表の論稿「ドイツ法制の歴史的諸基礎」がもっている意義はきわめて重大である。すこし大げさな表現であるが、この論文こそマイヤー史観を理解する出発点のように思われてならない。

第二の点は、最近わが国の学界でもやましく論議されだした「国王自由人」学説——その詳細については久保正幡編『中世の自由と国家』創文社刊・一九六三年所収の石川武・直居淳両氏の論文参照——というものが、マイヤーの研究歴の中でどうして形成され、今日までに学説内容がどう変化して来たかという問題である。マイヤーの「自由農民」についての研究は、まず東ドイツ植民地域の集落や農民の研究から発し、ついで一九三〇年代のカール・ウェラー(K. Weller)のシュワーベンについての研究などと歩調をあわせて中世中期における「自由農民」の成立事情の分析におよび、いわゆる「開墾自由民」

(Rodungsfreie) の考えをうち出したのであるが、その後、特に第二次大戦以降には、類似的な考え方をフランク時代にまでさかのぼらせて研究し、ダンネンバウアー (H. Dannenbauer) などとともに、ついにあの古典的な「一般自由人」(Gemeinfreie) 学説に反対する新しい国王自由人学説をうちたてていったのである。その結果、古い学説で前提されていた古ゲルマンおよびフランク時代の「一般自由人」という基本的概念は、その根底から動揺をきたしたが、それでは本来の「自由民」というものが全然いなかったのか、あるいはどういうかたちで存在したのかという問題となると、マイヤーの所説からもお議論の余地が残り、学界定説の成立までにはいたっていないというのが現状である。

しかしマイヤーたちによって学界の注目を浴びた「開墾自由民」および「国王自由人」という概念は、一般に「自由人」というものが本源的に存在したとみる旧来の大きな前提、大きな錯覚に、革命的な覚醒をあたえたものであるとともに、フランス革命以来の「自由」と、中世における「自由」との、いわゆる質的な相違を指摘し、強調したものと見てよからう。こうした考え方が、どういう過程を経て形成されたかは、本書にのせられたいくつかの論文、とりわけ一九四三年発表の「初期中世における王権と一般自由」、並びに一九五四年発表の「自由農民の問題に対する覚え書および補遺」を精読することによって、やや具体的に理解することが出来よう。

第三の点は、マイヤーの関心事は、どの論文をみても、民衆

の在り方や制度の成立というものが、つねに政治形成力との関係で、きわめてダイナミックに把握されているということである。例えば中世の都市建設の問題にしても(本書所収の「リューベックの起源」参照)、領邦(テリトリウム)成立の問題にしても(同じく「オーストリアのブレヴィレギウム・ミースス」、「ツェーリング公の国家」、「ツェーリング家とフライブルク・イム・ブライスガウ」、「中世オーベルラインにおけるハプスブルク家」など参照)、あるいはまた国家権力・国王権力の問題にしても(本書所収の「ドイツ王権とその作用領域」、「中世ドイツの皇帝政策と東ドイツ」、「フランク時代の国家とフンデルトシャフト」など参照)、いずれもそうしたユニークな歴史観のすばらしい流動性をしめしている。そしてそのような観点から分析することによって、マイヤーは彼独特の新しい概念、例えば「人的結合国家」に対する「Eicheneisat」といった近代国家の基本的かつ萌芽的な原理の析出に、応の成功をおさめたものと考えられる。要するに彼の関心事は、政治権力というものが、どのように民衆に作用することによって各時代の秩序が維持され、あるいは崩壊したかをさぐることであり、政策的意図の具体的なはたらき方の意味を説明することが、実はそのまま彼にとっては法制史なのである。それゆえあの静態的な制度中心の歴史叙述は彼には縁のない領域であり、旧い法制史家からいかなる批評をうけようと、「歴史家」としての彼の立場は一向に動揺しないとみてよからう。それゆえにまた、どんな小さいテーマを論じた論稿も、つねに全体に対するゆた

かな見通しと、きめのこまかい配慮とが織りこまれているが、この叙述の妙は決して平凡な歴史家の及ぶところではない。彼が今日の西ドイツ史学界のおしもおされもせぬ中心人物と仰がれていることの根拠も、その温厚な人柄とともに、おそらくこうした柔軟な歴史観にもとづくものであろう。従って本書の諸論文その他の論稿相互のあいだにおけるマイヤーの考え方の変貌と一種の矛盾とを、単に論理的に衝くことは容易であるが、それだけでは「歴史家」マイヤーの人柄や思想の偉大さを理解したことはならない。

最後に第四の点は、巻末につけられた自伝風の「回顧」と「著作目録」とを、彼がとりあげた論文テーマとの関連で追体験してみるという仕事である。つまりウィーンで学んだマイヤーの職歴は、その後ブラハ大学の教授となつて以来(一九二三年)、一九三〇年にはギーゼン大学、一九三四年にはフライブルク大学、一九三八年にはマールブルヒ大学、一九四二年にはあの有名な『モヌメンタ・ゲルマニア・イ・ヒストリカ』の編纂所長、そして一九五一年にコンスタンツに隠退という経過をたどっている。このことは、わが国の歴史家の場合とはちがひ、その業績の上でかなり決定的な重要性をもっており、関心の中心となるテーマはもちろんのこと、その交友関係からみても、きわめて興味深い問題を蔵している。ヨーロッパの歴史家の業績というものは、総じてこういう任地や交友関係を考慮することから判断されなければならない側面をもっているが、マイヤーの場合も決してその例外ではない。前述した「自由」や「自

由人」の学説の形成も、あるいはテリトリウムやランデスホーハイト、さらには皇帝の政策意図や作用領域の研究も、かなりはつきりと彼が在職した大学、彼が自分の目でみた地域社会などとの不可分な関連をしめしていることがわかる。交友関係についてみても、今日のコンスタンツ学派の主要メンバーがどういう人たちであるかを想えば、そのことはかなり明瞭である。

それぞれ独立した二十二篇の論文であるが、私はこれを一読して、大体一二五〇年、すなわちホーエンシュタウフェン家の没落にいたるまでのドイツ中世国家の構造、その在り方というもの、一九世紀以来の通説とくらべて、いかに大きな変化をしめしたかをまざまざとみせつけられた想いを禁じえない。すなわちかつてフライヘル・フォン・シュタインが『モヌメンタ』の編纂を計画した「栄光ある」ドイツ皇帝時代の歴史像は、いまや一八〇度転換した姿で、つまりランデスホーハイトの形成、「近代国家」の萌芽といった視角から、まったく違った位置づけをなされはじめたのである。この点だけからみても、本書が学界に占める意義はきわめて大きいといわなければならない。

最後に、末尾にのせられた「回顧」は、上述の意味からだけでなく、最近の中世史学界の新動向をうかがうのにはなほ便利である。その叙述は、もちろんマイヤーの研究志向を中心としたものであり、その新文献の挙げ方には必ずしも慎重とはいえない性急な粗雑さを感じられるが、それにもかかわらず最新の新しい研究が、旧来の単純な制度史からどのように脱却しよ

うとしているかをうかがうことが出来る。そうしたいいろいろの意味で、本書はただに法制史に限らず、およそ中世史に興味をもつもののみのがすことの出来ぬ論文集であるが、私個人の所感をさらにつけ加えるならば、本書は今世紀における最も尊敬

すべき偉大な歴史家の、一つの誠実な歩みを例示してくれる宝库のように思われてならない。著者マイヤー教授の健在を祈ってやまない。

(一橋大学教授)